

駐労規第22号

改正	平成18年	5月31日	駐労規第12号
改正	平成19年	1月9日	駐労規第1号
改正	平成19年	12月21日	駐労規第18号
改正	平成21年	1月23日	駐労規第3号
改正	平成22年	3月3日	駐労規第2号
改正	平成23年	7月1日	駐労規第10号
改正	平成27年	4月1日	駐労規第10号
改正	平成28年	10月26日	駐労規第8号
改正	令和2年	12月28日	駐労規第21号
改正	令和7年	3月31日	駐労規第8号
改正	令和8年	3月24日	駐労規第4号

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における契約に関する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長

栗 威之

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における契約に関する規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条の 3）

第 2 章 一般競争契約（第 6 条－第 1 9 条の 2）

第 3 章 指名競争契約（第 2 0 条－第 2 5 条）

第 4 章 随意契約（第 2 6 条－第 2 9 条）

第 5 章 予定価格（第 3 0 条－第 3 2 条）

第 6 章 契約の履行（第 3 3 条－第 4 1 条）

第 7 章 情報の公表（第 4 2 条）

第 8 章 雑則（第 4 3 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の本部又は支部（以下「本部等」という。）が締結する契

約に関する事務の取扱いについては、別に定めるものを除き、この規則の定めるところによる。

(契約書の記載事項)

第3条 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構会計規程（平成14年駐労規第19号。以下「会計規程」という。）第34条第1項に定める契約責任者（以下「契約責任者」という。）は、会計規程第40条の規定により作成する契約書に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的からみて必要がないと認められる事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 契約の履行場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査

(8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

(9) 危険負担

(10) かし担保責任

(11) 契約に関する紛争の解決方法

(12) その他必要な事項

(契約書の省略及び請書等の徴取)

第4条 会計規程第40条ただし書に規定する別に定める場合とは、次に掲げる契約をいうものとし、この場合においては契約書の作成を省略し、請書、見積書、請求書等契約の事実を明らかにする書類をもってこれに代えることができる。

(1) 250万円（外国で契約するときは、350万円）を超えない契約を締結するとき。

(2) 物品等を売り払う場合において、買受人が代金を即納して物品等を引き取るとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、慣習上契約書の作成を要しないと認められるとき。

2 契約責任者は、前項の規定により、契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、100万円以上の契約を締結するときは、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(契約審査委員会)

第5条 契約締結事務に関する事項を審査するため本部等に契約審査委員会を置く。

2 契約審査委員会の構成及び運営については、別に定める。

(複数年契約)

第5条の2 契約責任者は、契約の性質又は目的に応じて、複数年契約をすることができる。

(委託契約の場合の再委託の制限)

第5条の3 契約責任者は、業務委託の契約（予定価格が100万円を超えないものを除く。）を締結しようとする場合においては、契約予定の相手方が委託する業務の全部を一括して第三者に再委託させないものと

する。ただし、その一部について契約責任者が必要と認めて承認した場合は、この限りでない。

2 契約責任者は、契約予定の相手方が委託する業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ次に掲げる事項について書面で提出させ、承認した場合において契約を締結することができる。契約後に再委託の相手方の変更等を行う場合も同様の承認を必要とするものとする。

(1) 再委託の相手方の住所及び氏名

(2) 再委託を行う業務の範囲

(3) 再委託の必要理由

(4) 再委託の契約金額

(契約事務の適正な実施、相互けん制機能の確立)

第5条の4 契約責任者は、契約事務の適正な実施、相互けん制機能の確立のため、必要な措置を執るものとする。

(契約監視委員会)

第5条の5 理事長は、独立行政法人の契約状況の点検

・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)
を踏まえ、機構に、監事及び外部有識者(学識経験者を
含む。)によって構成する駐留軍等労働者労務管理機構
契約監視委員会を設置するものとする。

2 契約監視委員会の構成及び運営については、別に定
める。

(談合情報がある場合の対応)

第5条の6 理事長は、入札談合に関する情報があつた
場合に公正取引委員会との連携を図りつつ的確に対応
するための談合情報対応マニュアルを定めるものとし
る。

第2章 一般競争契約

(競争参加者の資格及び等級の格付け)

第6条 一般競争に参加する資格を有する者は、物品の
製造・販売等の競争参加に係るものについては、防衛
省競争参加資格(全省庁統一資格)を得た者と、建設
工事等の競争参加に係るものについては、防衛省にお
ける一般競争参加者の資格を得た者とする。

- 2 理事長は、前項で規定する以外の者で一般競争に参加しようとする者から一般競争参加者の資格の審査について申請を受けたときは、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）が定める審査に関する取扱いに準じて審査するものとする。
- 3 前2項の一般競争参加者の資格（契約の種類、競争に参加できる予定価格の範囲等による等級の格付け）により、一般競争を実施する場合において、その等級の資格を有する者の競争参加が僅少であるとき等は、当該資格の等級の3級上位まで及び3級下位までの資格の等級に格付けされた者を当該一般競争に参加させることができる。
- 4 契約責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、第1項の資格を有する者につき、更に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(競争に参加させることができない者)

第7条 契約責任者は、特別の事由のある場合を除き、
契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を
得ない者を一般競争に参加させることができない。

(競争に参加させないことができる者)

第8条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当する
と認められる者をその事実があった後2年間一般競争
に参加させないことができる。これを代理人、支配人
その他の使用人として使用する者についても、同様と
する。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗
雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正
の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害
し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行
することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を

妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 契約責任者は、経営状態が著しく不健全であると認められる者を一般競争に参加させないことができる。

(入札の公告等)

第9条 契約責任者は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を5日までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
 - (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (3) 契約条項を示す場所
 - (4) 競争執行の場所及び日時
 - (5) 入札保証金に関する事項
 - (6) その他必要な事項
- (入札保証金)

第10条 契約責任者は、一般競争に付そうとする場合には、その競争に参加しようとする者に、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納付させなければならない。

2 前項の保証金の納付は、国債のほか、次に掲げる有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
- (3) 銀行が振り出し又は支払保証をした小切手

(4) その他確実と認められる担保で理事長が認めるもの

3 第1項の規定により納付された入札保証金のうち、落札者の納付に係るものは、その者が契約を締結しないときは、機構に帰属するものとする。

(入札保証金の免除)

第11条 契約責任者は、次に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。

(2) 一般競争に参加しようとする者が第6条第1項又は第2項に規定する資格を有しており、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(開札)

第12条 契約責任者は、第9条に規定する公告に示し

た競争執行の場所及び日時に入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(入札の無効)

第13条 契約責任者は、第9条に規定する公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効としなければならない。

(再度入札)

第14条 契約責任者は、第12条の規定により開札を行った場合において、入札者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(再度公告入札の公告期間)

第15条 契約責任者は、入札者若しくは落札者が不在

場合又は落札者が契約を締結しない場合において、更に入札に付そうとするときは、第9条第1項の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(落札者の決定方法)

第16条 契約責任者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(落札の方法)

第17条 契約責任者は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当

該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 機構の所有に属する財産と機構以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なもの（同項ただし書きの場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

3 理事長は、第1項ただし書の規定により、必要があるときは、同項ただし書に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない

こととなるおそれがあると認められる場合の基準は別に定めるものとする。

- 4 契約責任者は、第1項ただし書において最低価格の入札者を落札者としなない場合は、その理由を記載した書面を契約審査委員会に提出し、その者を落札者としなないことについて契約審査委員会の承認を得なければならない。

(契約保証金)

- 第18条 契約責任者は、契約の相手方に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の契約保証金の納付について、準用する。

- 3 第1項の規定により納付された契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、機構に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

4 契約保証金は、契約履行後、契約の相手方へ還付するものとする。

(契約保証金の免除)

第19条 契約責任者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が物品の売払代金を即納するとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣が指定する金融機関（平成12年大蔵省告示第72号）と工事履行保証契約を結んだとき。
- (4) 契約の相手方が、第6条第1項又は第2項に規定する資格を有する者による一般競争に付し、若しくは指名競争若しくはせり売りに付し、又は随意契約

による場合において、契約保証金の納付の必要がないと認められるとき。

(総合評価落札方式)

第19条の2 契約責任者は、会計規程第39条第2項の規定により、予定価格の範囲内で有効な入札を行った入札者について、入札価格に加え、性能、技術等を総合的に評価し、最も有利な申込みをした入札者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）により、落札者を決定することができる。

2 契約責任者が総合評価落札方式とすることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 国の機関による調達における総合評価落札方式について財務大臣との協議が整ったものとされる調達案件であるとき。

(2) 契約責任者が、最低価格落札方式では十分に対応できない調達案件と認めるとき。

(総合評価委員会)

第19条の3 契約責任者は、総合評価落札方式による

うとする場合には、総合評価委員会に諮るものとする。

- 2 総合評価委員会の構成及び運営については、本部にあっては総務部長、支部にあっては支部長が定めるものとする。

第3章 指名競争契約

(指名競争に付することができる場合)

第20条 会計規程第36条第2項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が800万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が500万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が300万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が200万円を超えない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が100万円を超えない

い物件を貸し付けるとき。

(6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が350万円を超えないものをするとき。

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名競争参加者の資格)

第21条 理事長は、指名競争の競争参加者の資格について、第6条第1項、第2項及び第3項を準用するものとする。

(指名基準)

第22条 契約責任者は、指名競争に付する場合において、競争に参加させる者を指名しようとするときは、前条の資格を有する者のうちから、別に定める基準により指名するものとする。

(競争参加者の指名)

第23条 契約責任者は、指名競争に付する場合は、なるべく10人以上の者を指名しなければならない。

2 前項の場合においては、第9条第2項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(指名競争参加者選定委員会)

第24条 契約責任者は、前2条の規定により指名競争契約について競争参加する者を指名する場合には、指名競争参加者選定委員会に諮るものとする。

2 指名競争参加者選定委員会の構成及び運営については、本部にあつては総務部長、支部にあつては支部長が定めるものとする。

(一般競争に関する規定の準用)

第25条 第7条、第8条、第10条から第14条まで及び第16条、第17条、第19条の2の規定は、指名競争について準用する。

第4章 随意契約

(競争性のない随意契約によらざるを得ない場合)

第26条 会計規程第37条第1項第1号の規定のうち競争性のない随意契約によらざるを得ない場合は、次

の各号に掲げる契約に該当する場合とする。

- (1) 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの
- (2) 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）
- (3) 官報の公告
- (4) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）
- (5) 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの）
- (6) 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
- (7) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

(随意契約によることができる場合)

第26条の2 会計規程第37条第2項の規定により随意契約に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が400万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。
- (7) 運送又は保管をさせるとき。

(8) 国、地方公共団体その他公法人と契約をするとき。

(9) 外国で契約をするとき。

2 契約責任者は、競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(分割契約)

第27条 前条第2項及び第3項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

(見積書の徴取)

第28条 契約責任者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、慣習上見積書を徴する必要のないものとして、契約責任者が認めたときは、見積書を徴することを省略することができる。

(随意契約審査委員会)

第29条 契約責任者は、随意契約によろうとする場合には、随意契約審査委員会に諮るものとする。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

(1) 第26条第1号及び第3号から第7号までの規定に基づく随意契約によろうとする場合

(2) 第26条第2号の規定に基づく随意契約によろうとする際、予定価格又は予定賃借料が第26条の2第1項第1号から第3号まで又は第6号の金額を超えない場合

(3) 第26条の2の規定に基づく随意契約によろうとする場合

- 2 随意契約審査委員会の構成及び運営については、本部にあっては総務部長、支部にあっては支部長が定めるものとする。

第5章 予定価格

(予定価格の作成)

- 第30条 契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

- 第31条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなけれ

ばならない。

3 契約責任者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ前条及び前2項の基準に準じて、予定価格を定めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略することができる。

(1) 法令に基づき取引価格（料金）が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格（料金）によらなければ契約が不可能又は困難であると認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、その予定価格が250万円を超えないとき。

4 契約責任者は、前項により予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略することとした場合においても、必要に応じ、補助者をしてあらかじめ書面による予定価格の積算を行なわせ、その積算資料を当該契約に係る決議書に添付させるよう措置するものとする。

(予定価格の秘密の保持)

第32条 契約責任者は、前条により決定された予定価格を契約責任者が封印の上、開札又は見積書を徴取するときまで金庫等に保管し、他に洩れることのないようにしなければならない。

第6章 契約の履行

(監督の方法)

第33条 会計規程第41条第1項に規定する工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するために行う監督は、契約責任者が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(検査の方法)

第34条 会計規程第41条第2項に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の

確認を含む。) をするため必要な検査は、契約責任者が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて行うものとする。

- 2 会計規程第41条第3項に規定する物件の買入に係る契約は、買入に係る単価が20万円に満たないものについては、数量以外のものの検査を省略することができるものとする。

(職員以外の者に監督又は検査を行わせる場合)

第35条 契約責任者は、特に専門的な知識又は技能を必要とする等の理由により契約責任者又はその補助者が監督又は検査を行うことが困難な場合には、機構の職員以外の者に監督又は検査を行わせることができる。

- 2 契約責任者は、前項の規定により機構の職員以外の者に監督又は検査を行わせる場合には、別記第1号様式による契約書により委託契約を締結するものとする。

(給付の完了の確認又は検査の時期)

第36条 前2条の規定により給付の完了の確認又は検査を行う時期は、契約書等により特に定めない限り、

相手方が給付を完了し機構がその旨の通知を受けた日から15日以内の日とする。

(検査調書の作成)

第37条 契約責任者又は第34条又は第35条の規定により検査を命ぜられた者は、契約金額が200万円を超える契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）をした場合は、検査調書を作成しなければならない。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払をすることができない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第38条 第33条及び第35条の規定により監督を行う者（契約責任者を除く。）は、特別の必要がある場合を除き、第34条及び第35条の規定により検査を

行う者（契約責任者を除く。）を兼ねることができない。

（部分払いの限度額）

第39条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の全額までを支払うことができる。

（代価の支払の時期及び遅延利息）

第40条 代価の支払の時期は、契約書等により特に定めない限り、機構が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求書を受理した日から30日以内の日とするものとする。

2 機構が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の翌日から支払をするまでの日数に応じ当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める率をもって計算した金額とする。ただし、その支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、特に定めのない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 機構は、前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払わず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（完了の確認又は検査の遅延）

第41条 機構が約定の時期までに給付の完了の確認又は検査をしないときは、その時期を経過した日から完了の確認又は検査をした日までの期間の日数は、約定

期間の日数から差し引くものとし、又当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとみなし、機構は、その超える日数に応じ前条の計算の例に準じ支払遅延に関し約定した利率をもって計算した金額を相手方に対し支払わなければならない。

第7章 情報の公表

(契約に関する情報の公表)

第42条 契約責任者は、機構の支出の原因となる契約

(反対給付を伴わないものを除く。) であって、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める予定価格(第3号にあっては予定賃借料の年額又は総額)を超える契約に関する情報を公表するものとする。

ただし、機構の行為を秘密にする必要があるもの及び契約の相手方の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を含む契約については、この限りでない。

(1) 工事又は製造をさせる契約 400万円

(2) 財産を買い入れる契約 300万円

(3) 物件を借り入れる契約 150万円

(4) 前3号に掲げるもの以外の契約 200万円

2 前項の公表は、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に、次の各号に掲げる事項を機構のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(1) 契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

(2) 契約責任者の氏名並びにその所属する本部等の名称及び所在地

(3) 契約を締結した日

(4) 契約の相手方の商号又は氏名及び住所

(5) 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）

(6) 契約金額

(7) 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は機構の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがない

いと認められるものに限る。)

- (8) 落札率 (契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。)
- (9) 随意契約によることとした根拠規定及び理由 (理由は具体的かつ詳細に記載し、企画競争又は公募手続を行った場合には、その旨を記載すること。)
- (10) 防衛省の所管に属する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に機構の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していればその人数
- (11) その他必要な事項

第 8 章 雑則

(その他)

第 4 3 条 この規則に定めるもののほか、契約事務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成18年5月31日駐労規第12号〕

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則〔平成19年1月9日駐労規第1号〕

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年1月9日から施行する。

(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における契約に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この規則が施行される以前に、内閣府所管契約事務取扱細則（平成13年内閣府訓令第38号）の規定により競争に参加する者に必要な資格を得た者は、その資格の有効期限が到来する日までは、改正後の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における契約に関する規則に規定する競争に参加する者の資格を有する者として取り扱うものとする。

附 則〔平成19年12月21日駐労規第18号〕

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則〔平成21年1月23日駐労規第3号〕

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則〔平成22年3月3日駐労規第2号〕

この規則は、平成22年3月3日から施行する。

附 則〔平成23年7月1日駐労規第10号〕

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則〔平成27年4月1日駐労規第10号〕

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則〔平成28年10月26日駐労規第8号〕

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則〔令和2年12月28日駐労規第21号〕

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則〔令和7年3月31日駐労規第8号〕

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に行われた公告その他の機構による契約の申込みの誘引又はこの規則による改正前の規則第4条第1項に規定する一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で同日以後に締結されるも

のの契約書の作成の省略については、なお従前の例による。

附 則〔令和8年3月24日駐労規第4号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の前に行われた公告その他の機構による契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係る一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で同日以後に締結されるものの請書の徴取については、なお従前の例による。